

## ★ News 相続税・贈与税改正のポイント

令和5年度  
税制改正

令和5年3月に成立した令和5年度税制改正のうち、相続税・贈与税関係では、資産の世代間移転を促進する観点から、公平な税制の構築として、次のような改正が行われました。

## 【暦年課税】の改正 → 相続前贈与の加算期間の延長（現行3年→7年に延長）

- 暦年課税とは、1月1日から12月31日までの1年間に贈与を受けた財産の合計額から、基礎控除額である110万円を差し引いた残額に贈与税が課される制度です。
- 相続(又は遺贈)により財産を取得した人が、死亡した被相続人から生前に、暦年課税による贈与で財産を取得していた場合、**相続開始(死亡時)前3年以内の贈与額を、相続財産に加算して相続税が課されます。**(納付済みの贈与税は、税額控除)  
↓  
今回の改正で、この加算期間が**3年以内から7年以内に延長**されました。
- この改正は、**令和6年1月1日以後の贈与が対象**です。そのため令和8年12月31日以前に開始する相続については、これまでどおり相続開始前3年以内の贈与ですが、令和9年1月1日以後開始の相続から、加算期間が順次延長されます。
- **延長された4年間(相続開始前3年以内の贈与以外)の贈与については、延長期間の贈与財産の合計額から100万円を控除した残額が相続財産に加算**されます。

## 【相続時精算課税】の改正 → 精算課税を選択後の贈与は、年110万円まで課税しない。

- 相続時精算課税とは、贈与者(贈与した年1月1日に60歳以上)から受贈者(贈与者の子や孫であり、贈与を受けた年1月1日に18歳以上)への贈与について、受贈者が(贈与者ごとに暦年課税との選択で)相続時精算課税選択届出書を税務署に提出した場合(以後、暦年課税に変更できない)、**累積2,500万円までは贈与税が非課税(超えた部分は一律20%課税)**となる制度です。  
贈与者死亡の相続時に精算となり、**贈与時の時価で相続財産に加算され、加算後の財産に相続税が課せられます。**(納付済みの贈与税は、税額控除)
- 今回の改正で、**毎年110万円まで課税されず、相続財産に加算する財産の価額は、毎年110万円控除した残額**となります。
- この改正は、**令和6年1月1日以後の贈与または相続に適用**されます。

国税庁・インボイス制度Q&amp;A「問い合わせの多い質問」から

## ★ News インボイス制度

## 口座振替・口座振込による家賃支払いのインボイス

事務所の家賃を口座振替や振込で支払うなど、請求書・領収書が取引の都度には発行されない取引も、仕入税額控除を受けるためにはインボイス(適格請求書)の保存が必要です。この場合、下記のように、必要な記載事項のうち一部について記載された複数の書類があり、それら全体で記載事項を満たせば、**それらの書類を一緒に保存**することで、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

- ① インボイス発行事業者の氏名・名称 → 「賃貸借契約書」  
登録番号 → 「賃貸借契約書」又は、**登録番号・記載事項④⑤を通知する書類**(「お知らせ」等)
- ② 取引年月日 → **取引年月日の事実を示す「銀行通帳」等**
- ③ 取引内容 → 「賃貸借契約書」
- ④ 適用税率 → 「賃貸借契約書」又は「お知らせ」等
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額 → 上記④に同じ
- ⑥ 交付を受ける者の氏名・名称 → 「賃貸借契約書」

〒462-0844

名古屋市北区清水2-19-9 1F

田中亮太税理士事務所

TEL 052-982-9062 FAX 052-982-9063

